

家庭ごみの出し方 3 原則

町では、ごみの減量化やリサイクルを推進し、環境への負荷を低減する循環型社会の形成を目指しています。適切なごみ処理にご協力下さい。

① しっかりと分別して

・分別して出しましょう。



○ 燃やすごみ・燃やさないごみ・資源ごみ・金属類・有害ごみ・粗大ごみ

※ごみの分別が間違っている場合は、啓発用シールを貼付して収集しません。

② 指定ごみ袋で

【指定袋に入れて出しましょう。】

○ 燃やすごみ・燃やさないごみ

【中が見える透明袋に入れて出しましょう。】

○ 資源ごみ・金属類・有害ごみ

※蛍光灯などは買ったときのケースに入れて出してください。

【ごみ用証紙を貼って出しましょう。※要事前連絡】

○ 粗大ごみ



③ 決められた日に出しましょう

○ ごみは収集当日の午前 8 時までに出しましょう。

※前日の夜や収集後にごみを出してしまうとカラスなどに荒らされてしまったり、生ごみなどは周囲に悪臭を放ちます。

問い合わせ先: 住民生活課 住民活動環境係 Tel29-2111(内 231)